



令和6年度 遊漁船ふぐ取扱者技術講習開催のお知らせ

(公社)茨城県食品衛生協会では令和6年度遊漁船ふぐ取扱技術講習を以下のとおり開催します。

この技術講習は、ふぐの飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するために制定された「茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項」に基づいて開催するものです。この技術講習の修了者は、当協会から修了証書が交付され、遊漁船ふぐ取扱者としてふぐ遊漁船においてふぐの除毒処理を行うことができます。

①受講資格

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であること。（義務教育修了者。）
- 遊漁船の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「遊漁船法」という。）第3条第1項の登録を受けた遊漁船において、ふぐの取扱いの業務に従事する者。ただし、茨城県のふぐ処理者及び改正前の第2種ふぐ取扱者技術認定合格者並びに他都道府県において当該都道府県条例等に基づくふぐ調理師、ふぐ処理者、ふぐ包丁師等の資格を取得している者を除く。

②技術講習について

実施日 令和6年7月29日（月）午後1時30分から（受付開始：午後1時）

講習会場 学校法人中川学園調理技術専門学校（水戸市見和3-663-10）

受講料 16,500円（10%消費税込み）※事前口座振込（申込者に別途案内します。）

（留意事項：お預かりした受講料については主催者の都合により開催しない場合を除き、原則返納しません。）

- 講習内容
- (1) 講義
 - ①茨城県ふぐ取扱指導要綱等
 - ②ふぐの衛生知識
 - ③ふぐの種類と鑑別
 - (2) 実習
 - ①種類鑑別
 - ②除毒処理

③申込期間

令和6年5月20日（月）午前10時から令和6年6月7日（金）午後4時まで

※申込みは先着順とし、申込期間内でも申込者が多数となった時点で申込みを締め切ります。

※受講申込者数によっては講習を開催しないことがあります。

④申込方法

申込みはインターネット申込みのみとします。

下記ホームページからお申込みください。

(公社)茨城県食品衛生協会 <http://www.ib-syoku.jp/>



◎問合せ先

(公社)茨城県食品衛生協会

電話 029-241-9511

E-mail: ibsyoku2@pluto.plala.or.jp

HP: <http://www.ib-syoku.jp/>